

越後史料

安田志料

完

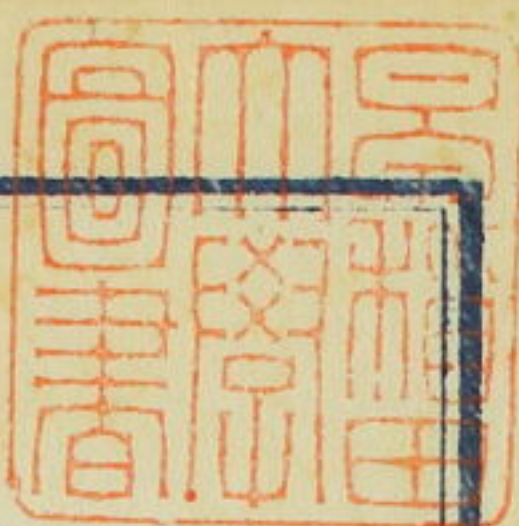
特別
ル 4
985



門凡
985
卷

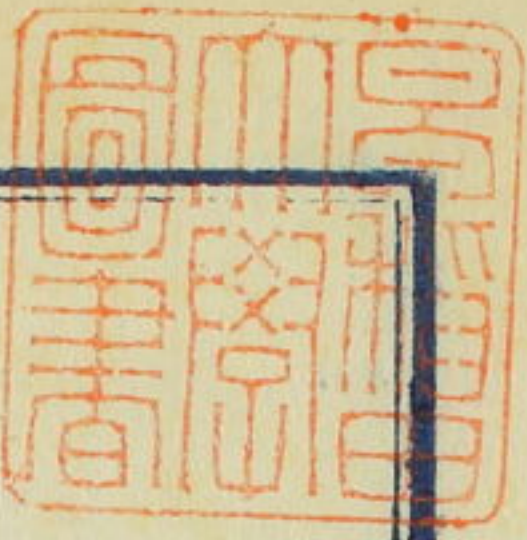
致田於

十一
月
五
日



目次

一	村名及び村界の事	町割図あり
一	荘名及び組村の事	
一	領主并ニ支配の事	分村吏公職表あり
一	戦國時代安田氏城塞の事	古城図あり
一	蒲原郡一の宮式内槻田神社の事	(此一條可刪)
一	城氏白河館藤氏白河荘の事	
一	若宮八幡其外神社の事	
一	三瀬に寺町あり	と云ふ事
一	寺院佛堂の事	
一	三度栗(燒栗)の事	古四ニ枚あり
一	小字の事	



一 佐之馬の事 附先民傳を收むる事
 一 郡邊多新田の事 其ニ古工墨の事
 一 岡方新江の事

安田志料

吉田東伍著

○村名及び村界の事

村里の編制は専ら当時の政治法俗ニ由る者と云近時ニ至
 り保田町村新保村澤田新村福永新村丸山新村籠田新村羽
 多新村の七村が合併して安田と為りたる如き即ち明治当
 代の町村制の效果と云
 徳川時代の村里は戸籍法人別調の力より租税法檢地の
 力を重んじ村落の編制は主として此檢地帳に定まる蓋し
 封土采邑の經界亦之ニ由りて決し稱して村高領高と云ふ
 皆計敷の基礎を檢地帳ニ取り一括の檢地即ち一村にして

公の公是

必しも地形の離合村家の遠近、開せざるなり而て檢地ハ
 唯開墾の加はるに從ふて税を課するの謂にして初め
 地籍を經界して村里の廣狹を正せしに非を此を以て村界
 は犬牙相錯々のみにあらざる大小の飛地交互に相包み山川
 高低の地相も彼我の村里の分區たり是れ實に徳川時代
 の石高制の村里なり
 豊臣氏初めて海内に統令し石高制を施行して大徳川氏
 之に導由して沿革を尋あり大抵法意同一なり其豊臣氏
 及び徳川氏の初期(天文福慶長元和)の間、檢地成り石高
 定まられたる村里を古村とて謂はゆる古高是なり保田町古高
 千八五石貳斗壹升五合と正徳村鑑に見ゆ
 保田に鄰接するの古村は寺社大室小浮北桶等同作記六野瀬

草水とを自餘ハ皆新村のみ籠田新村は寛永十五年の初檢
 にして澤田新村は正保二年の初檢なり羽多屋新村は慶安
 元年の初檢にして福永新村は明暦二年の初檢なり丸山新
 村ハ寛文六年なり此五村今皆保田に合するも之を寛永以
 前に求めば之あると知るへし其他今分田村に合せる
 山本新村の如き正保初檢四赤坂村に合せる渡塚村の如き正保
 初檢の如き皆創村にして古村には非を但新保村久保村新
 合保村等の初檢未だづく所なりと雖新保の河岸の洲地に居
 るは其決して古村に非ざるを知らへし殊に其飛地の福永新
 村及び會津新村と交錯せし如き古高を以て成りし村と
 想はれしは會津新村の何時の初檢より近代は多く石高村
 入保田新保六野瀬等又久保の如き最狹少の村高断りて古

村と為る此引ける初檢村の年代に中書士
 且云野瀬といひ草水といひ皆小村なり湯場村は初檢の中
浦原郡と云ふ其民籍され古檢村高制定の政に在りて保
 田所直の田野林郊た、保田を大村と一寺社大室の二村之
 に接し河岸にほ小桶分田あれど水流震遷幸なくして今の
 位置よりも多少のお違ありしなり新保久保六野瀬等は
 或古檢に係りにせよ其地勢大畧に過せむ故に終に古村
 の列ふ加ふることを得至りも到底保田を大名とせむおや小畧
 為たりと知るを也新保村の事未政八年
 保田の保の安蔭は安に作る貞享二年に始めて更めたり保
 田と云ふ地名の字は安房國にも紀伊國にも在りしホウ夕
 と訓むなり

正徳二年村鑑二曰く當町安之字保之字書替候義貞享二年
 ヨリ今年迄二十八年ニ被成申候
 按五に正徳以後歴世の村鑑及明細帳皆同シ寛文三四八
 延寶四天和二貞享元年等の檢地帳も亦安田組安田町又安
 田村と記せり町とは驛家の謂にして正徳村鑑に當町の義
 宿場故小先規ヨリ語色何も相勤め不申候とあり
 傳説ニ當時驛市屢火災に罹り居民歎ス之ガ備を為すと雖
 免る能はざ或ハ説く安を草体に書せば火に似たり安田及
 ハ音煙あり安の字を用ゐれば火煙之に随ふ甚不祥なりと
 故を以て保に更めしと云ふ
 正徳二年村鑑ニ當町之義教度火災ニ街坐候ニ所慶長十四
 年四年町割直ニ今年迄百四年ニ被成申候延寶四年檢地帳

公同八日生一官同

= 当町割直り古屋鋪畑 = 成 = 功今度令檢地貞亨三年永引
 帳 = 当町焼失子附唐屋一き本畑割直り子依つて今度令
 檢地とあり蓋し始め我驛に城池尚存せし頃にて家屋野
 くま散布せしを南より北へ通せし一條の市町今の地を置き
 たりしに次に我御八常に東南風の烈きを以て凡そ乗じて
 火を失なば後防禦し難きを見束まり西に向ふ。一條の市
 町の町地と為したりき其次に延寶の改置以後火災の頻未
 た熄まざるを以て三所二六土墩ヲ築き防禦線を張り且一
 戸の耕前間敷を定めたり南方會津通路開けし甫後戸口の
 繁殖するに及び復南に向つて新市を開き驛形遂に十字校
 と成るに到れり

町割の古図は文政十年の写卷あり是は貞亨の改正に基き

享保以後に補正したる者あらん國中柳倉屋敷を分割し々
 宗壽寺に所属する地花堂を画けり享保檢地後の補正お
 れば寺うんは石居敷分割の事は而て頼勝寺を岩瀬に画く
 は室曆移寺前の描写なれば也

○ 莊名及び組村の事

今の北蒲原郡北部を白川莊と云ふこと越後名寄にも見え
 諸村の古文書に悉然たれば云ふ迄も本村の白河莊と河
 東鑑に河也なりたること正徳村鑑以下に皆郡の下に此
 此莊名を係け村名を其下に記す蓋し蒲原郡は土地廣潤な
 れ其遠近を弁せんが為め郡を莊に分つこと自之の便宜
 に因りての仕業かり決して官府の制定又は公衆の準據あり

り一非五謂ゆる私祿のみ而て其郡の地莊の地たるや
 然と一諸侯に分割せられ封邑區画は到底この郡莊區画
 と一致する能はる此に於て領主は行政の便宜として組合
 村を定む保田は寛保以社迄は保田組の役ありと傳ふ其詳
 なる状は知り難けれど檢地帳村鑑に組の署名ある者あり
 されと幕府の公料と為る迄の事にやあらん自後は
 組の名を一庄屋の外二大庄屋を置られ一事も此際に絶ゆ
 と見ゆ近時ふ到り新潟縣の新政の折には大小區の制あり
 て分止四區となり或ハ分九大區の分一小區となり又分二
 十大區の分一小區に改められ今の赤阪村大和村及び分
 田村の一部を合せ小區を成せし範田丸山羽多屋福永澤田
 の五村と三小區に属しなり

思ふに諸侯封土の分割は山川地理の形勢風俗民情の利害
 をも顧みず徒々妄法の町村離合を為さしめし事あり我安
 田の如き慶長三年上杉氏越後を去りしの後本莊村^{今岩手郡}
 の城主村上氏の所領たり^{藩翰譜に田村上の領あり九百五十}
 せり後堀氏^{藩翰譜に堀氏は本莊村の領あり}と云ふに
 本多氏^{藩翰譜に本多氏は本莊村の領あり}と云ふに
 藩翰譜に曰く慶安三年陸奥白川城に移り^{本多氏}松平氏^{家也}
 柳原氏城^{藩翰譜に柳原氏は本莊村の領あり}と云ふに
 皆村上に居りし其間知立城邑の時もしくは継統城邑
 の際には幕府の奉行權に行政を以て宝永七年に至り凡一
 百十二年其詳あること下に見ゆ所あり

正徳元年以後は高田城之松平越中家の領土と為ると三

十一年子一て寛保二年以後は幕府の領所となり石原出雲
崎水原等の陣屋代官の支配たり文化中に及び奥州白河城
之松平越中守殿の領所となり柏崎陣屋に属す天保中予
新谷田城之講口氏の領所となりその郡奉行の支配子属し
以て明治の維新に及ぶ
大抵正徳以前は保田地方一般に村上領あり一故に村
界争訟亦一正徳の初め山手五村は分れて幕府の所領とな
り一より山論起り歴世紛擾絶ゆることなし郡代陣屋の御
預り支配となり其支配方の異同に因り村民の利害安危
をば一村出入りの公事沙汰送ふて生じたり其習風は河守
の要遷につきて寄附島地河原の地籍を争ひ明治の初めに
至らば村界の論山林原野使用の所は毎に村民の最心を

是等一所なりきと云ふ

○領主并ニ支配の事 附村吏公職

正徳村鑑に吉町村上御知行慶長三成ヨリ元和元卯迄十八
年村上岡防守様村上氏に納められ其の租入は元和二辰ヨ
リ寛永十八己迄或十六年堀丹後守様(是等の歳別は藩翰譜
と異同あり村鑑は皆租入を以て其歳の領主ニ係けたるを
以てあり)寛永十九年ヨリ二十年未迄二年堀七郎五郎様(藩
翰譜ヨリ其説詳なる似たり)正保元申ヨリ正保三成迄三年御
公儀御入(是の條も藩翰譜ヨリ詳なり)正保三の時に租入幕
府の一時權に收納せられたる人)正保四亥ヨリ亥子萬治十四年本
多能登守様(是の文字に誤脱ありて意は日通せむ藩翰譜ニ因れ本多能
登守忠義は慶安二年二月白川城に移る去れば其間二年ニ一て謂はるる亥

子二年の？本多能成守極多、此一條必定享和書継ぎの際に謬れら
 者や、而て慶安三年以後十二年間、領まは如何と云ふに、藩翰藩下
 因は松平若松丸村上城に移り知行五石成人、大和守と為ると
 ある、此未成人の知行五石の際、村鑑に明了を飲ける十二年
 間、本即ち公儀租入を以て一時代官の控割に從へる者ありん
 寛文元丑ヨリ同六年午迄、松平大和守様、寛文七未ヨリ宝永
 元申迄三十八年、榊原式部大輔様、宝永七寅年一年、河原清兵
 衛孫御公儀御花入被成申、(宝永七年村上城に榊原家の内領
 百姓騷動の事、折燒柴の犯しも見む参考を) 正徳高田村鑑の書継に「正徳元卯ヨリ寛保元酉迄、世一年高
 田松平越中守様」又の書継に「寛保二戌ヨリ牧野民部様御領
 分とあり、此最後の書継不審なり、而て其以後ハまた書継か

さて牧野民部とあるは、藩府陣屋の代官なり、高田城ニハ
 牧野家不、然るを此に領分と記せらば不審なり

年次	領主官廳	大庄屋	二庄屋	組頭	百姓代
正徳元年	高田城榊原氏	齊友徳信 寛保以後廢	佐左衛門	清丸三郎兵衛 孫美丸	
寛保二年	藩府公領				
宝曆五年	石浪陣屋		佐左衛門	権兵衛 曾左衛門 武右衛門	平左衛門 孫三兵衛
明和二年	全		定左衛門 兵左衛門	曾左衛門 傳左衛門	平左衛門 孫三兵衛
安永八年	出雲崎陣屋		定左衛門 仁平	忠太郎 曾左衛門	平左衛門 孫三兵衛
寛政三年	水原陣屋		定左衛門 兵左衛門	曾左衛門 傳左衛門	平左衛門 孫三兵衛
全八	全		兵左衛門	曾左衛門	平左衛門 孫三兵衛
文化元年	全		兵左衛門	曾左衛門	平左衛門 孫三兵衛

文化四年	佐	保助	佐左馬	佐左馬	佐左馬
文政元年	全	保助	佐左馬	佐左馬	佐左馬
文政八年	全	保助	佐左馬	佐左馬	佐左馬
天保三年	全	保助	佐左馬	佐左馬	佐左馬
嘉永元年	全	保助	佐左馬	佐左馬	佐左馬
安政	全	保助	佐左馬	佐左馬	佐左馬

正徳以後の領主領廳及び村吏公職の人名の古文書に見ゆ
 るを得るが、に集めて表記と為るが脱漏さわめて多け
 らど補正せされだ物の用子供一難なる所

○戦國時代安田氏城寨の事

予前年廢城の事に功き小冊子と廢城圖を縣廳に進呈した
 ることあり
 軍政史編纂參考書類進呈ニツキ
 今般弟ニ師團ニ於テ
 今般弟ニ師團ニ於テ古来軍政以革史編纂ニ附キ廣ク右ニ
 関スル古書募集ノ者御聽ニテ論述有之即別冊保田志料稿
 要本一冊進呈ス若シ參考ノ一助トモナリタラニハ本志
 ノ至リナリ
 保田志料ハ江松先年同地居住ノ際私考ノ草本ニシテ今其
 中ニ孰キタ廢城ト豪族割據ノ事項ニ関シ世間未タ定説ヲ
 以カ 題接ヲノニ撮攝シ謹テ閣下ニ呈シテ採納ヲ請フ而

ラ該書考據ノ用ニ供シタル古文書ハ

保田町古檢地帳 數冊 正徳二年村鑑 一冊

安田城御由來記 一冊 祠官安田氏裁許狀 三幅

正齋隨筆所録明細帳古文書寫等

ノ數書ニ過キスニテ其餘ハ數十種皆世ノ刊本若クハ写本

ナルモ既ニ名アルノ成書ナリ迂拙因横野ノ人誠ニ禮文ニ

味シ恐惶言上唯亮明ヲ作フト云尔

管内中富原郡小原村平民

明治廿三年三月廿五日 吉田東伍

新潟縣知事千田貞曉閣下執事

是れとも其小冊子の稿本を留め在唯廢城圖の一幅あるの
子乃ち今蕉橋の廢城誌を此ニ引く處一

廢城誌

保田驛ノ東ニ古城ノ廢墟アリ蓋謂フモト城氏ノ白河館址

ニニテ戰國時代更ニ修築スル所アリシ者ナリト孰キラ其

跡ヲ按スルニ規模廣大星塚ノ高下山川ノ掩映勢第トシテ

往時ノ形跡ヲ辨スベシ(白河館址ノ事ハ別條ニ掲ケタレ

バ此ニ省ク)

安田城御由來記(安田吉抽所託定宝元祿ノ頃記セシ者)曰ク

安田御城ノ形魚鱗鶴翼龍蛇鬪月螺蟻要害六色陽ノ城也東

ニ名山アリ庶ク岳五頭山鐵山アリ三ツノ名山也北ヨリ西

ニ大川アリ西ニ沼アリ御城ヨリ北寺町アリ御城本丸長サ

四十間横廿三間アリ

正齋隨筆(旗野所託旗野正之為天保年間ニ記シ者)曰ク古文書ニ云フ

安田ノ古城ハ、武丁四方形
 按鹿ヶ岳トハ今菱ヶ岳ト曰ク大川トハ阿賀河ヲ指ス沼ト
 ハ尚驛西ニ老ヶ池アリ驛ノ北ニ庵地ト名ツクル林藪アリ
 此ノ庵地即寺町ノ佛刹僧庵廢頽ノ遺趾ナリ武丁四方トハ
 牙城第一郭第二郭北郭ヲ合シタル地積ニシテ即外郭ヲ除
 キテ第一郭ニ指ナルベシ
 按城郭ノ北ヨリ西ニ大川アリト云フ一條頗解シ難シ我御
 古老ノ傳説ニ昔者阿賀河草水村ヨリ赤坂ノ岡陵ニ觸レ折
 シテ東ニ山谿間ヲ経テ迂回シテ北ニ向ヒ古城ノ東ニ注キ
 其北ヨリ西ニ過キタリト今之ヲ變地ニ探ルニ其跡歴々々
 リ唯其如何ノ時代ニ河道大ニ變シ今ノ如ク赤坂ヨリ直ニ
 西走セシヤ審ナラス然ラバ假リニ城郭存在ノ時代迄河道

ノ變遷ナシトセンカ由來記ニ又曰ク北ニ寺町アリ氏神正
 八幡宮アリ東ニ天神アリト河水ノ浸ス地ニ堂殿堂ノ在ル
 マランヤ且地勢ノ高下ヲ察スルニ古城ト河道トハ兼存ス
 ル能ハズ河道西走セシノ後ニ城郭殿堂此地ニ起ルヲ得ン
 ノニ然ラバ河道ノ變遷ハ遠千數百年以往ノ事トセザルヲ
 得ズ故ニ大川アリトノ一條頗疑ハシ恐ラクハ誤傳ナラザ
 レバ謬誤ナラニ蓋其正文ハ當ニ北ヨリ西ニ大川アリト
 アリノ十三字ナルベシ
 戰國の際此地國主上杉氏の家宰長尾氏ノ与党安田氏ノ所
 領たり安田の家ハ平民土着シテ安田を氏稱トモ天文年間
 篠塚某ト云ふもの來リて安田の地を奪ひ城寨ニ據リて上
 杉長尾の兵を拒む白河館址に築城せりと忍らくは此村

在らん上松長尾の兵藤塚を攻むること教諭に―て之を
 回復し地また安田氏歸せ安田平氏即ち城氏あることは
 亦列條に在り
 安田氏の上松謙信及び景勝に従ふて軍功を以て現れし
 の次部筑前父子を最とせ
 北越軍記列傳ニ曰り安田治部八平氏ニ謙信先祖ヨリ奉
 公イタシ度々ノ軍功ヲ彰シ大剛ノ兵ナリ永祿四年九月十
 日川中島合戦ニモ戦勝シ謙信ノ感状取申候只今ノ安田新
 六郎ノ先祖ナリ
 北越軍記ニ曰り長尾為景討死テリし御ヨリ三條ノ領之長
 尾俊景屋形ニ乗奉リ居館ニ引籠天文十一年ノ春旗ヲ上ケ
 老幼ノ兵ヲ集ノ軍評定シ河西城ニ昭田畧村松ノ城ニハ野

本大膳安田若ニハ藤塚宗左由のヲ入置畧諸軍人ヲ引附下
 郡ノ上松方ヲ令鹿北國治乱記
 又曰ク天文十二年ノ冬俊景長尾景虎ヲ榎尾ニ攻ム屋形定
 實ノ下知ニ依テ長尾晴景榎尾へ下着シ弟景虎一馳加リ方
 ヲ一回文ヲ遣シ味方ノ軍兵ヲ召集ム上郡中郡畧安田治部
 丞(甲越軍記作少輔)菅名松本水原等ヲ招景虎御手ニ馳加
 北越軍記曰俊景モ討死シ屋形定實ヨリ近年並乱ニ附忠切
 ヲ竭ルル輩ニ思當可有旨ニテ長尾晴景承リ新恩ノ禄ヲ禱
 士ニ給ル安田治部少輔順易ニ堀越金津保兩所ヲ給ル本莊
 宇佐美其外ノ諸士イツレニ思當莫大ナリ是天文十三年十
 月十日ノ沙汰ナリ
 按スルニ土豪相競フノ戰國ニハ武勇ノ士右村邑ヲ私有シ

世襲シテ氏族ヲ立テ各ソノ村名ヲ冠シテ名號を分ツ而テ
彼レ篠塚ト云フ者天文十一年安田城ニ入十八年ニ到リ城
始メテ開ク而テ其十三年ニ安田治部ハ安田ノ鄰邑金津堀
越ノ地賜ハリシト云フハ何ソ今竊ニ以謂ラク篠塚ハ北越
軍元ニ所謂越後ノ諸士ニハ元弘建武ノ兵乱ニ新田左中將
ノ子ニ属シ名ヲ負ヒテ勇士ノ末アリトスル者カ即是レ篠
塚伊賀守重麿ノ裔ニシテ重麿ハ史ニ其所終ヲ知ラズトス
レバ其子孫南風ノ競ハガルヲ見竊ニ越後ニ潜ミ上杉氏ニ
降りシナラニ同書ニ又曰ク屋形松譜代ノ軍兵中篠越前守
篠塚惣左衛門世良田九左衛門云々ト要スルニ篠塚ハ固ト
叛キテ一時俊景ニ與シ以テ安田城ヲ奪略シタルニ過キズ
安田土着ノ世家ニハ非リシナリ其何許ノ人タルヲ知ラズ

木雲西地和

政ニ越後野志ニ治部ト順易ト別人ト云フ又古志郡大島莊
血ノ峠城主篠塚主計ハ伊賀守カ後裔ニテ此地ニ来リ八郷
ヲ切隨ヘ威ヲ振フトアルコト持ニ思ヒ合ハサル
又安田治部ガ果世ノ家領真ニ一莊懸命ノ地トモテルベキ
シムザニ横奪セラレシ状ヲ考フルニ其事情ハ因ヨリ審
ナラ子ド彼安田ハ長尾ノ与党ニシテ祖先ノ時ヨリ隨從シ
タル者ナレハ天文十一年為景ニ引率セラレテ降地ニ赴キ
故郷ノ虚ナリケルヨリ人ニモ乗セラレシナラニ十二年ノ
朽尾合戦ハ治部流浪ノ身ヲ以テ景虎ニ應援シタル歟サレ
ハ其軍功ヲ賞セラレ安田ノ本領未ダ回復シ得子ド先リノ
鄰邑金津新田直房堀越ノニ保ヲ増賜セラレシヲ知ルベシ
此越軍死曰天文十四年正月景虎晴景ト相決シ直江以下ノ

公四六星七高

諸士ヲ召集ラ曰去年榎尾合戦ニお勝山徒数多打取ト云凡
 残徒野本大膳條塚伊賀守同宗左衛門等猶國中ニ賊徒ヲ
 集メ所々ノ要害ニ楯籠逆威ヲ振殊ニ隣國ノ諸士迄隨順仕
 甲越軍記村松安田菅谷合戦ノ條ニ曰ク楸出意ノ景虎ハ野守
 主馬等ヲ村松の城押の爲メ出張セシム尚援兵トシテ天文
 十七年五月屋形ノ命を蒙リ下郡ノ城主新発田尾浪守等を
 村松ニ向ヒ高藤八郎ニ安田の城を防がせらる野本已ニ死
 一たりけれバ城兵皆散乱一殘卒ハ安田ニぞ落ちたりり
 安田の城ニ條塚宗左衛門ハ村松ニ戦ありと聞き之ヲ救テ
 人と帯を出たせ一お殘卒ニ向ヒ路より引返一備を固め矢
 石を搦ひて待掛たり新発田ハ勢ニ乘リ安田をも乘リ取れ

ヤと經兵急ニ押寄せたり條塚遲延すぐつて城より切て出
 て新発田勢ハ突き入り戦ひバ兩陣の死傷数多阿リ新発田
 の勢崩立つたり一を小越平左衛門入り代り戦ひば條塚新
 二當リ難く叶はざして城中へ逃入り一を滑入りせんと進
 ミ一も城門を堅く固め鉄鉤放つて防ぎられ小越勢矢庭
 ニ二十騎お倒され辟易一最早寄手も引退きとても容易く
 落城をばさ体ふら福を諸軍要害ニ依り遠攻めたり是
 ルハ此城ニ條塚ハ無双の勇將ニて必死の防戦せば味方を
 多く損えん事を慮り二つニハ兵糧の道を絶ちて敵の弱
 を待たんと謀れるあり齋藤ハ新発田と勸め斯く従らざ日
 敷を經ら内ニ三條新山黒瀧の城々より後詰をなす意味
 敗軍せん事疑あり今孤城なる内ニ攻落せん一ら志某先

軍仕らん
と城際ニ押寄せ
開を作り鉄鉤ニて
黄入り城中ニ
も持口固め鉄鉤
放ちて防戦を齋藤
常十四五騎一たび
と戻り取防きて
乗入らんとす中
も即等紀新左衛門
と云ふ剛力者一番
乗りと名乗り飛越
えんとすを城中よ
り飛来り鉄鉤九ニ
首砕られたり高
友大ニ怒り自ら馬
を真先ニ馳出し
尻ニ取付上りたれば
軍兵見らば我先き
と乗入らんと早れ
とも城中より大木
大石を投出し高友
のちやり切ち多
剛兵も進み兼ね
漂て見へけろを
小越ハ高友助
んと鉄鉤を釣瓶掛
ニ放ちうけ同く
責急るも又城兵
が射出したる矢
小越の志向ニ當り
馬より崩れ下ニ
落ちたりと主税
種子崎を引提け
城將藤塚の槽ニ
あつを覗ひ討ち
藤塚

木守 曹 地 利

お胸板お抜ぎし
うば寄手の熱勢
是に氣を得隙
乗り越えり
切り入り城兵ハ
今とぞ大将討た
れ戦ふ力もなく
大手ノ城戸を開き
散々ニ逃ばたり
たり寄手ハ敢て
之を追ハる城
中ニ入り三日人
馬を休め猶も
荻原一攻懸る云々
北越軍記ニ曰ク
天文十八年五月
七日下郡ノ軍兵
菅右安田兩城を
取同十日村松ノ
要害ヲ攻落初
ヨヨリ被差向諸
將皆若者ナル故
此度ハ新發田尾
張守長敦ヲ大將
トシテ野本大膳
藤塚宗左衛門ヲ
討取下郡ノ通路
自由トナル
按スルニ正齋隨
筆ニ載セテ云フ
アリ古城ノ落城
ノ儀ハ天正ノ末
ト有之候ト是ナ
リ也北越軍記ト
甲越軍記落城
ノ戦話ニ差異アリ
孰レカ真ニ近キ
ヤヲ知ラズ
北越軍記曰
永祿四年九月
十日川中島合
戦ニ直江大和
守甘

公 四 八 星 十 高

糟迄江守安田治部ナドト申者ノ手ニテ武田義信ヲ倉品ト
 申渡迄追討候儀キ勝リ謙信ノ感帖取申候
 甲越軍記(龜澤出師宛腰合戰ノ條)曰織田の勇將等柴田舞田を大
 將トシテ八千餘騎ヲ小松の城を救ちんとて宛腰迄出張
 志備を立てたり謙信之を見て蹴散らすんとて勢を五年ノ
 分ち一の先ハ柿崎和泉守景合三百騎ニの先安田治部少捕
 頭易之を助け叶森五郎八柴田伊賀守佐久間玄蕃と戦ひ上
 方勢ハ四度疏シ成りんとて之を見て柴田舞田等備をケり
 出ル畠遂ニ織田勢を蕞崩シたり茲ニ故宇佐美定行ノ一子
 定勝密ニ安田ヲ備ニ加りめざましき勇戦あり云々
 北越軍記(宛腰合戰ノ條中)曰上松方五備ノ大将ニ安田治部少
 輔頭易云々

按スルニ諸書安按田某号某名ナドトスル者往々混雜シテ一
 人ニシテ二名ヲ帶ブルアリ二名ニシテ一人ニ似タルアリ
 同名異実異名同実殊別太タカクシ今是ガ辨ラシ特ニ附
 載ス
 ○北越軍記ニ曰永正七年長尾為景又佐渡へ乱入シケルニ
 其折弟出羽境ノ敵軍頻ニ蜂起セシニヨリ宇佐美中毛利
 上總ノ赤田直行以下大軍下郡ニ散在シ
 甲越軍記曰天文廿三年河中島ノ合戦後結ニハ毛利上總
 々廣俊云々
 北越軍記ニ曰謙信鎌倉鶴岡八幡宮拜賀ノ供奉ニハ毛
 利上總ノ廣俊云々
 北國法乱記ニ曰景勝義兄景虎ト國ヲ爭ヒ景勝家ヲ継

ク後故アリテ安田惣八郎自殺ス

是ニテ之ヲ見レバ毛利上總人廣俊或ハ安田惣八郎毛利上

總人ト書スルノ類皆同シ即頭城郡苅瀬城主毛利廣俊ヲ斥

ス廣俊始ノ屋形上杉氏ニ屬シ後謙信ノ部將トナリ河中島

ノ諸役及義子争國ノ際ニ功勞アルモ是ナリ天正七年死

ス

○管窺武鑑ニ曰ク苅瀬城主安田惣八郎ハ安田彌九郎舎兄

也惣八郎死後ニ其跡ヲ弥九郎ニ被下上總守ニ被成ラセ

手組ノ頭被仰付

北越軍記列傳ニ曰ク安田上總人順易ハ本名毛利ニテ大

江氏若年ヨリ教度ノ戦功アリ小男ニテ面ニモ手足ニモ

手汗ノアトアリ蹠跛ナリ眼サシ光アツテ大剛ノ侍大将

ト見一大坂僥倖ノ勝ハ上總人横鎧ヲ入レタル故云々

是ニテ之ヲ見レバ毛利上總安田上總守毛利上總人順易安

田弥九郎等ノ類皆同シ共ニ苅瀬城主毛利順易ヲ斥ス順易

少壯ヨリ戦功アリ兄卒シ家ヲ継ト始メテ其遺領ヲ襲ヒ上

總ト号シ七隊々長トナル會津移封ノ後白河関ヲ守リ大坂

冬役ニハ列祖成蹟曰使外使等ニ称譽セラル、老将是ナリ

蓋シ是人諸安田中其各尤著明ナリ

○我阿雅北ノ安田城主ヲ安田治部トス治部丞治部少輔治

部少輔順易ノ類皆同シ其死ハ天正四年ヨリ十年ノ間ニ

アリトス義子筑前ト云フモノ家ヲ継ク父子俱ニ嗣名ス

其他單ニ安田或ハ安田上總某等ト称スルモノニ同名異

實異名同實ナルカ判識スベカラザル者アリ是讀者既味

公阿雅是讀者既味

レヲ得ルアラバ眼先能ク紙背ニ透ルト
謂フヲ得ニ

北國太平記ニ曰ク天正十年織田勢越後ニ乱入ニ
上月上松方軍ノ手配ハ中新登田井地峰池端新縣乘足ノ敵城押ノ為ノ
阿雅北二郡ノ内神原郡ノ者與ニハ篠岡ノ酒井新左衛門尉
下條ノ采女松原次近安田ノ城兵

又曰ク佐々岡下條安田ノ輩九田岡防守等ト評定ニ松原ヲ
攻落シ大将ノ御感ニ預ラニト城ヲ取巻攻動ス松原ハ新登
田ノ与黨ナリ云々

木増補改
選録 太閤真蹟記ニ曰ク天正十年五月織田が大將森勝

若長一大田切口一乱入し其先手上松勢へ迫く進みしれば
上松勢も川を渡りて戦を初めんと進むを新津丹波守安田
筑前守謙信以来場敷をふんたる者ふれば下知を以て制し

けり(此書安田惣八部ヲ以テ筑前ノ弟ト爲シニ入俱ニ此役
ニ戦死ストスルハ大ニ誤レリ又北國太平記ハ筑前ト惣八
八部ヲ并擧スレト非ナリ惣八部是合戦ヨリ先キ已ニ自殺シ
タレハ世ニ存ズル由ナシ)

繪本太閤記ニ曰ク天正十年五月廿六日大田切口出張ノ上
杉勢ハ三千五百ノ小勢ニテ陣立て進んで待掛れど森が先

陣加賀見伊豫落合右衛門も明光山の南の方赤院川端進ん
だり上杉方ハ其と見て垣崎壱坂川を渡つて戦をんとす

を後陣ニ相居し新津丹波守安田筑前守是を見て敵川端を
少し引き於豫して居るを根りニハ渡り過ぎな敵勢の渡る

を待こそ兵家の習血氣子はやり敗れを取り阿やま阿ら
んと下知を以て皆退らせして陣を取る森が先手ハ之を見て

公四六星七高

敵引色ニ成りたるぞスハ突崩セヤと一因ニ川へさつと
入りたり新津安田ハ敵勢の己子川を半分渡る頃今こそ
て出でらしと六百有餘れ鉄鉈をおまゝ進みつ、煙の中よ
り切先揃ひ無二名三と突崩せば森が先手ハ散々ニ切倒さ
れ推倒され三町計己し逃けたり去れど森が惣勢一萬三千
潮の如き大軍なれば上杉方ハ関山城迄引揚けて蔭勝公、
早お注進致しけり云々
藩翰譜上杉氏傳ニ曰ク天正十三年五月十三日景勝羽柴秀
吉と初對面せんと直江山城守藤田能登守泉澤河内守安田
筑前守を初と志侍合せて十二騎武者六十餘人を引具して
その午の刻はりり薄水の城より秀吉と對面す薄水落
水の誤り一名ヲ勝山ト云フ頸城郡外波ト宇田ノ間ニ在リ

木下重一

管窺武鑑ニ曰ク天正十五年新発田伊地峰落城ニ附伊地峰
ヲ下條采女ニ被下下條ノ地ヲバ采女ノ舍弟安田筑前ニ街
加恩也
藩翰譜上杉氏傳ニ曰ク天正十七年景勝上洛叙爵の時ニ直
江山城守兼續従四位侍従ニ任ぶ藤田泉澤安田従四位下ニ
叙し其餘の下人叙爵多しこと十一人に及べり
案スルニ下條采女駿河ハ河田豊前長親ノ弟ニテ皆河田伊
豆ノ子ナリ采女ハ下條家ヲ継ぎ采女ノ弟筑前ハ安田氏ヲ
冒シ汝部後襲フ蓋其天正十年安田城兵云々トハ筑前ノ
大甲切ニ赴キ城ニ在ラザルヲ以テナリ新発田治長ノ乱平ク
筑前下條ノ地ヲ加封セラル又景勝ノ秀吉ニ會スル之ニ扈
從ス故ニ其上京スルヤ又之レニ從行ス乃叙爵ヲ得タリ小

公口

加著北越春秋將士列傳曰安田筑前河田伊豆弟四子也景勝
 う景虎弟嗣筑前屬景勝北城長國攻春日山景勝親出拒之筑
 前奮前斬一騎捨其首而追北又斬二首初有安田治部者本性
 平氏世為安田城主有剛強之譽永祿四年河中島之役疾戰謙
 信賜功狀家絶以筑前為安田城主補安田氏云々（小川知八島
河村ノ人明治ノ初ニ卒ス
 又按スルニ安田掃部ナル者アリ天文二十二年河中島ノ役
 ニ長尾平八郎ト先鋒タリ功アリ感狀ヲ賜ハル弘治三年八
 月上田原ノ戰ニ切アリ又感狀ヲ賜ハル安田伯耆ナル者ア
 リ天文二十三年八月河中島ノ役遊軍タリ此役掃部モ亦從
 ヒ信玄ガ謙信ノ營ヲ襲フニ方リ將ト共ニ返擊シ信玄ヲ御
 幣川ニ擣ツ弘治二年八月ノ役ニハ伯耆右先鋒ニ屬シ曉霧

ニ乘ジ信玄ノ愛ヲ斫ル事諸書ニ出ツ或ハ是レ皆治部ノ後
 人ナラン
 録シテ追考ヲマツ又慶長ノ一揆亂ニ安田定治ト云者アリ
 下郡阿雅北の魁首ナリ其事下ニ見エ
 慶長三年上杉景勝の會津に移るや安田氏從ふて之に赴く
 豊臣氏更に村上義明を本莊に封シ安田の地は其領土と為
 リ村上氏の兵来リて安田城を守り慶長一揆に義明兵を率
 て来リ安田野子陣し乱民を撃つ
 安田城御由来記ニ曰ク保田城主會津へ御越以後村上同防
 守様御代吉竹右近殿御城代ニ御附之由子息久八郎敏拾五
 歳ニテ大坂陣ニ御立ノ由其後御城代ニ典力衆御附ノ由ニ
 候得氏確ト不知

木下重隆

北越軍記ニ曰ク越後ハ二百三十余年ノ領國にて百姓迄ハ
舊恩を慕ヒ畧一揆を起シ三條下倉分陀川五泉安田椽尾
辺方々に合戦有之候
北越軍記ニ曰ク慶長五年上杉家舊軍人越後ニ一揆ヲ起シ
タリ直江兼續竊ニ人ヲ廻シ安田平八郎定法柿崎源九世門
泰象及加治尾丸田等三十人計大將トシテ畧一揆方朝日莊
瀬矢尾板万貫寺丸田等下倉ヨリ敗軍セシ兵ト水原加地安
田等一手ニ成ツテ三條城ヲ取巻キケリ畧溝口伯耆守ハ其
勢七百餘ニテ新登田ヲ出テ分陀川ヲ越エ一揆方ヲ敗リ進
ニテ橋田峠(田ヲ本作ルハ非)ニテ大篋ヲ燒テ後詰ノ由ヲ三
條へ見セ八月六日ニハ村上周防守義明千餘ニテ本莊ヨリ
安田野ニ陣ヲ張レバ畧翌七日ニハ村上周防守溝口伯耆守

一手ニ成三條ヨリ三里此方ニ陣ヲ取り八日ハ曙ニ三條ノ
城代山中兵右衛門精兵二百余人城ノ大手ヲ闢キ真黒ニ切
テ出デタリケレバ一揆方ノ大將安田平八郎黒縄ヲカケ爰
ヲノガレシト防戦シ山中ガ槍下ニ討死セシカバ寄手二万
余騎立テ三里余逃ゲタリケル(烈祖成蹟此事ヲ載ス稍序述
ノ實地ニ且スルアリ今引用セズ武徳安民記大同小異也
彰考館古簡雜纂ニ左の一通あり堀久の下に秀政判とある
は原本に唯判形あるの謂あるべき歟秀政も其子秀治も堀
久の縁を用いたれど誰ふりヤ判定一難一又七月二日とあ
らるのみにて何年の事にやあらん唯此ハ安田表所城とあ
るは或は越後一揆の時部下に須古一軍令ありヤと云

公口公星上高

はるしほ此子揚くあてたる名し三山にヤ不審
堀秀治越後國四十五万を給て其内村上溝口に給はる慶長
五年徳川殿の上杉中納言をうたせ給ひとき秀治越後ニ
在りて上杉勢を拒く至一と仰下さりとあり又烈祖成蹟に
ルル堀秀治向津川口村上義明溝口秀勝迭為前驅期以七
月下旬齊攻倉津とある七月の初に思合をへ

安田表付城之儀昨日如圖取之歛初早々被

仰付之由可定存不明日可定帰ハ之條也

即油断之正徳急交可申上ハ聊不可存疎意ハ

る即心安ハ委曲仰使者ハ中返し与不誠委

細ハ忍之謹言

七月二

堀文 秀政

三山 而返解

元和八年に及ひ破却せられて遂に廢城と為る
正徳二年村鑑二曰ノ当町村上知行慶長三成ヨリ元和元卯
迄十八ヶ年村上園防守様元和二辰ヨリ堀丹後守様中古城
城之安田上總亮其後村上園防守御代吉竹右近殿御知行七
千石ニテ与力二十騎御預ケ御城代ノ由城破却仕ルヨリ九
十餘年被成中トアレド其破却ノ年ナシ
越後野志ニ曰ク元和八年保田城破却スト今之ヲ采ル
按多クに村鑑以下の古文書毎々安田上総トシカキ順易を擧げ彼の
正徳の慶長と距ること百年にして既に此誤傳を生生つる

公内記

こと此の如し史記の事堂詳まざるを得んや其他古文書中
 安田様之と為るもの安田因幡安田兵庫安田主水等あり
 (越後野志に保田城之保田兵庫頭景勝卿ノ時安田因幡守城
 主一テ一万五千石其子主水) 安田御城中來託の如き安田
 氏の外直江氏あり又城をありと曰ふ殆ト荒廢に近一而て
 米澤移封後の上杉家中の事を記し御家老安田出泉様御名
 行四千石是ハ越後村上領保田町古ノ御城主末孫とあるは
 毛利順易の末孫を認れるにて安田新九郎殿是ハ上総守越
 後魚沼郡ニテ御知行ノ御末孫とあるこそ却て保田城之の
 末孫の家ありしを知らず新九郎は北越軍記列傳に平氏安
 田今ノ新六郎ノ先祖ナリと云ふに合は(六と九いつれの誤
 れり)

木下酉十

○蒲原郡之宮式内槻田神社の事(此一條可冊)

(一之宮考) 是ハ八幡宮祠官安田吉抽翁の語ら(一)を采りて
 之を為せる者と也

翁云ふ宮社の神符に蒲原郡一之宮と有書るるハ涼き由縁
 のあり事なり先ノ種々の俗傳を擧げん事ハ幡宮ハ(一)
 記昔鎌倉の權五郎景政の守護本尊を移して鶴岡より勸
 たりと云ふと詳ならず唯由來記に鎌倉之由來若干年
 八幡太郎御通りノ由とあるを見れば鎌倉の鶴岡より勸
 請せられし事知れり而て源義家ノ当地通行したる否やは
 判別し難しハ幡宮勸請ノ示別子一之宮といふものあり
 一也白鳥ノ書て古樹翁雜集にも越後野志鈔と云ふもの
 を引(二)説 蒲原郡白川神社祭神應仁天皇白川庄安田在

白川庄安田在

八幡宮也の文を載せ又文政年中迄当社の名所の懸額に白
川神社と云ふ文字おゆるけり残りりと其社の亡父ある者
唐の語られしことあり然れども是とて精確の語とは為し
難けれと免に角に尋常の八幡宮は非也して何ら紛糾混
交せり沿革ありしものたるを見るに足る然るに傳記由緒
に又一條天皇長徳三年安田村創設の節祭ると書附けたる
は近年官廳筋の人が本社のご故事をも極々して唯取調の
折に不図村民の傳説とに参考して構造したる者と云
（カニ説）其村民の傳説とは餘五將軍平の維茂と云ふ猛將
は越後城家の乃祖にして当白川莊安田は殊に城氏由緒の
地あることを傳へ維茂当社へ参詣ありて宮殿を構けたま
ふるとも云ふ傳記由緒は全く之に基因し維茂將軍の在世

本雲西士稿

の年代を推し漫に長徳三年と為し創村すと云ふ根柢を
を述れるは心なき仕事なり
此に一之宮とハ幡宮は兩社ありと決別するに明徴は祠宮
安田の家に傳ふる神道裁許状に由りて尙見在即ち
越後國蒲原郡一之宮之祠宮安田武藏守藤原吉次恒例之神
事祭禮参勤之時可着風折烏帽子狩衣者
神道裁許之状如件 寛永十六己卯年二月十八日
越後國蒲原郡安田町若宮八幡宮之祠宮安田武藏守吉遠任
先例神事参勤之時可着風折烏帽子狩衣者
神道裁許之状如件 延宝八庚申年二月廿日

神道管領長上ト部朝臣兼通連カ

神道管領長上侍從ト部朝臣兼通

公内星稿

越後國蒲原郡安田町一之宮若宮八幡宮兩社之祠官安田相
模守藤原吉長任先例神事參勤之時可着風折烏帽子狩衣者
神道裁許之狀如件 正徳五乙未年四月廿二日

神道管領長上從二位卜部朝臣兼敬

とあるより明らなり依て思ふに延暦正徳の頃迄名のミ
ても西社ハ先ひ残り居れりされど其後ハ後に名ミ失せ
て此字を知るものなくあり其果は兩社を混交して一社と
為一之宮八幡とはよりぬ云々
以上安田若御翁の説に就きて猶考登人に古樹翁雜集の跋
後野志鈔に八幡大神社發現元十七石九社人河内云々と
あるは今の安田氏と別流にして当初は兩社に兩祠官あり
一におありん寛永の裁許狀に安田氏は一之宮の祠官たり

而して延喜に至れば安田氏又八幡宮の祠官たり安田氏の
兩社を兼併して須田氏といたるは此際在り正徳二年
の村鑑に祠官は左道一人にて社地ハ八幡宮一寺ありのみ
即ち知るに徳の裁許狀は名のみ兩社にして當時に一社
に混交したる也

式社考

延喜式神名帳越後國蒲原郡槻田神社 是は前に見ゆ一
之宮又は白川神社と云ふものに當り其考は下の如し今
屢して社名は八幡宮と混交し其後跡は茶園とある

安田城御申來記ニ曰く城ヨリ北ニ氏神正八幡宮(若宮即今の

村社ハ幡宮あり)南ニ神明(これハ澤田の神社を指して云ふあり)西ニ

仁王(仁王は十王のちのちにて今ハ海老瀬川宗壽寺の北を十王堂と字を其

今廢をアリ東ニ天神アリト此東ある天神は其遺墟を求む
 うに城墟の東に方り宮前宮跡と字する地細流を交み其傍
 に夫婦榎と稱する塚あり而て近年此宮跡の茶圃に接する
 水田泥中より幡竿の臺を二基掘出せりことありて神社の
 舊境ありと云ふこと明なり但し其何年頃に歿廢せしやは
 審らるるぬと云ふ蓋し此境内を一之宮なり正に之を一之
 宮なりと云れれば必るや古社にして或ハ式内の神ヲやと思
 はずは自然の道理あり之を例せし頸城郡一之宮天津神
 社式内社奥沼郡一之宮大里神社式内社の如き實に是也
 今神名帳を檢するに槻田神社あり是は越後野志に大槻庄
 三條裏館ニ在り今所祭神八幡太神といふ近年神祇志料にし
 之に援りたるにヤ式社考証と神名帳打聞の二書に出自を

と辨し之を三條に擬したり然れども大槻とは讀みて字の
 如き謂ふれと槻田の槻は借字にして叢の義なり叢の義の
 槻に附會して大槻庄に擬するは失当なること必るなり
 さて安田の田野は其名に負ふ如く耕作に便りある良地な
 るが中にも佃と字する田區あり佃家あり寛文十年安田組
 安田町成年明帳に字佃塚とありて其處に開田の事ありを
 以て此年檢地あり是佃塚の存在を證する最古の記録に
 て此に特に塚の稱あるは祠殿の舊境の荒殘して一叢塚を
 餘せるを想ふに足る而て其現地を求むるに今日稱して佃
 と稱するは前に説ける一之宮の西に當りて稍隔り居り且
 塚と思はる者か故に佃塚は其處に非を即ち宮跡宮前
 にて今も叢林堆土の形を殘せる地ある處と思はる

木守一曹一和

佃の訓義は庭訓往来に佃御正作之勸農除迫地撰熟田急令
下行種子農料とありて地主自作せし佃人に種子農料を給
して耕田せしむるを謂ふ之に因りて之を見れば是神社は
高貴の田莊に鎮坐し其佃民即ち小作人の祝ひ祭れり者
ら豊稔して安田の里の名の偶然に非らざるを知らず
今更に其田作の状を明にせんら為の田作考を述ぶ

田作考

田は和名穀聚杪水土穀土已耕者為田和名太とありて其
の水田を和名古奈太といふは熟田の義なりと云ふ佃和名
豆久利太作田也とありて新撰姓氏録には皇極帝の葛城の
長田に佃りしめたまふと云ふこと見ゆ

神代紀に一書曰是後日神之田有三處焉辨曰天安田天平田

ツカ

天安依田此皆良田雖經霖旱無所授賜とあるは是なる三田
其天字を冠せしは神の御田なるはの故にして安田と云ふ
は安國といふと同く心に傾ふたる田地なり又平田は平
衍の義邑依ハ傍村の義共に良田と知るを土佐日記創見
に果樹川曰くアカタは其本公田よと出たる名なりん本より
公田有君國の云は霖旱にあいて損傷なき謂ゆ高田澁田
の偏地にあらざる廣平の良田なるをさるは即安田平田
にして皇君かきこしめを御料なりんは更也水口祭新嘗祭
なと殊更に仕まりて崇めたまふよりアカタと云ひ俗の上
田なり安田の如何なる様と云ふことは是にて明らなるへ
く安田には耕作の祭壇ありを事傳し知らる而て又其的
例を求むるに山城國に調田坐一事尼古神社あれと其由緒

公田

木曾 酉 一 科

明あらを古語拾遺に
 在皆大地主の神佃人子牛の肉を食はしめ給ひし一年の神
 (年とい田収の義にて作を年と云) 等怒りて其燈田子蝗を放
 一玉いしうは苗葉忽枯れぬ大地主の神愁ひて御年の神を
 まつり其怒を解め奉りしうは燈田の苗また蕃茂りて年穀
 豊ふかり云々の事を載せたり
 又丹後凡工記にのれ田造御と名つくるは其地に神籬を建
 て・豊受の大神を移しまはりて墾田を定め此に年々耕し
 て稲種を播きければ民豊ふなれば也とあるをし参考を登
 舊典類纂田制篇に曰く佃はツクリダと訓み燈田の義なり
 ツクリダとソハは約言なり云々燈田佃作の事を序述する所
 頗る詳細あり今此子冊神にて古代燈田考をし附載を登し

古代燈田考

凡燈田トハ其法田地ヲ有スル者アリ人ヲ傭ヒソノ田ヲ耕
 種セシメソノノ収獲ヲ納ルルノ内ニ孰キ若干ノ營料ヲ出テ
 佃人ニ附ルルヲ謂フ
 上古我邦高貴後世或ハ古時ニモ平レ記等ニ載セラル者
 位ノ耕田ハ皆所謂營法ニ依レル者ナルヘシ自作セサル大
 家ノ供膳ノ料ハ必ス此ヨリ出ス高貴貿易ノ路開ケサレバ
 ナリ故ニモツクダミタト號シ収獲ヲ納ル、コトヲミツグ
 トイヒソノ収獲ヲミツギモノトイヒ遂ニ貢物ヲ概稱シテ
 ミツギトス其言義皆同ジ其ノ耕作ノ法如何之ヲ上古ニ徵
 スルニ古事記ニアリ

記上卷

爾速須佐之命 神離 天照大御神之 燈田之 阿埋其

公内 燈田 考

溝
トアリテ此ニ管田ノ文字ヲ用ヒシハ蓋徒為ニ非サルベシ
夫レ和銅修撰ノ当時國家既ニ管田ノ制アリ故ニ田令ニ其
法ヲ掲ケタリ乃チ上古ノ高貴ノ供膳田ハ管田法ニ依レル
ヲ以テ史臣古事記ヲ上ツルノ際意ヲ此ニ注キタルヲ見ル
ベシ後世皇家ノ供膳モ亦高管田法ニ依ル
田制篇中古ニ大化十一年田ニ公私ノ別アリ公田トハ剩田
位職田賜田口分田等トモト及神田寺田ヲイフ公田ハ所
部ノ國司ヨリ御上ノ估價ニ從テ一年ヲ限リ賃租スルナリ
即輸地子田ニシテ後世ノ所謂小作ナリ（私田トハ位田職
田賜田口分田其ノ他各種ノ雜色田ヲイフ）又管田墾田ア
リ共ニ公私ノ別アリ管田トハ田地ヲ管種スルトニテ公管

田トイフハ公田ヲ賃租セシメズ官ニテ人ヲ傭ヒテコレヲ
耕種セシメ其収獲ヲ官ニ納シ其内ヨリ佃人ノ管料ヲ出ス
コレナリ私管田トイフハ荒廢ノ地空闲ノ地ヲ官ニ請ヒテ
私ニ管種スルヲイフ即墾田ナリ
田舍義解凡公私田荒廢三年以上有能借佃者經官司判借之
私田三年還主公田六年還官其官人於所部界内有空闲地
教佃者任聽管種（田令集解云聽管種者所謂墾田是
類聚三代格卷八 仁壽二年三月十三日大政官符 應勸督
農業事中國郡司等親自巡觀即有地不耕雖有其主而無力
管者束以救急義倉等稟給之若有所不足量價管料勸令耕蒔
莫使空費秋收之日先納所貸或有其田無人可治者亦以公力
管種其所獲者全納官庫野

木雲西世種

又主税式ヲ按スルニ官田替料替人ノ事ヲ載セ王室ノ供膳料ハ官田替人ノ手ヨリ進メタルヲ知ルベシ

田令集解凡畿内置官田古記云畿内置長田不輸租謂御

田供御食料田耳トアハ長田ハ神代紀ニ天照大神以

天狹田長田為御田トアリ即古事記ノ管田ト書セル者ニ

同シ

北越の編地に王室の官田はた日神の遺御のあるべきにあ

ら福と強盛ある高貴族が此安田の佃を有ちて其地を規田

の社建ちたる事は以上の論述を以て明らなる而して王政

の衰ふより田令も如法に施行する能はず且産業の衰へ

状大に衰遷せりあり古代田制破れ公私の別紛亂して海内

靡て控門勢家の私管私領と為り謂はるる莊園是なり此に於

て安田の佃安し白河の莊とある

○城氏の北陸に旌視したる事并に白河館白河莊の事

日本史列傳子城長茂初名資職補四郎鎮守府將軍平維茂

之後也維茂子繁茂為出羽入守秋田城子孫因氏焉父資國世

稱鬼九郎母清原武衡女長茂身七尺容貌雄偉世居越後為國

豪族國人稱白河館兄曰太郎資長治承四年拜越後守討源義

仲塗率長茂痛之欲終兄志招集越後出羽兵六萬赴信濃戰敗

とありて其白河館と稱する一事は玉海に據れること原注

に見ゆ玉海は源兼實月輪の日記にして源平盛衰の際の

公田原野高

良史料なり玉海養和元年七月一日越後五勇士欲追討信儀
玉幸の條に曰く兼光相語曰越後國勇士城太郎助永弟助職
國人辨白以館三々欲追討信儀國依故禪門前幕下法命也六
月十三日西日難入國中是故相防之者殆多請降之輩於僅引
籠城等者可無煩于攻誘仍各成棄勝之思猶欲籠城攻散在之城
等之間信乃源氏等分三手キソ党一手サコ党一手甲斐党一
手武田之党一手俄作時攻襲之間疲嶮岨之旅軍等不及射一
矢散々敗乱了大將軍助職兩三所被疵脫甲冑棄弓箭僅相率
三百餘人元勢万餘騎云々逃脫本國了殘九千餘人或被伐取
若自嶮岨終命或交山林暗跡凡長再可戰之力云々本國在廳
官人已下為遂宿意欲凌樂助元之間欲引籠藍津之岨之處秀
平遣部從欲押領仍逃去佐渡國了其時所相伴總四五十人云

本傳一冊

其事前法部御光隆知行越後國人今日敘惟説於院御所相語
也云々而了之先人云々こと百日計り三月廿七日の條ニ
曰く傳聞秀平為表頼朝軍兵二万餘騎出白川関外因茲武若
相模武常之輩背於朝了仍於朝帰住安房國城了云々又越後
城太郎助永病死去々但此等之事難取信如此淳説先皆以虚
誕也然而後日為存系真偽間及註之とあるにて城氏の勢威
と四郎の居館と如何と云ふことを明に云々を得ん戦争の
模様ニ多少の訛聞ありしことは筆者みづかしの言に因り
と笑れり
城四郎は信濃横田河原の一戦に敗れ歸りて國府を以保つ
能くを倉澤に逃れんとせし是亦興の平泉の秀衡の兵に
撃たれて果すに佐渡に逃れたるれども玉海八月六日の

松野聖一編

の條子助職の越後刺史に任せられ、事を記さるを見れば、
早くも己に再舉を為せしと知る由、即翌年、壽永元年九月城四
郎、永田於越後、小河在赤石、構城塲、奉崇到奉崇、妙見大菩薩、奉元
詛源家之由、有其聞、と東鑑、子見り、是に是も、鎗倉鎗倉幣に破ら
れて、四郎は囚人と為り、当國越後、全く源氏の手に帰したり、
さて此四郎、居城館の安田たり、やとの考證、子附ては四郎
囚人の後一族、安田義資、が文治元年に、鎌倉の推舉に因りて
越後守と為り、再考明う、再考即ち東鑑、文治元年八月十六
日の條、并いし源平、宣衰、元八月十四日の條、目、の條、子見り、即即
この城家、の二人、安田殿と白河館は、相照し、其何地に居り
たり、を示し、若し、二人の居住地は、一所にして、従ふて、此
名を、及く、相照相照、止止、一一、

木下西一

勿論、城氏の一党之を、白河莊の四隣に、求むれば、倉津頸城を
問ふ、今今の村、拓地方、倉津莊には、水越に見ゆ、奥山莊(今の新
發田地方)にて、(長茂の祖、奥山太郎永家と云)小河莊にて、赤
谷見上見上、見下見下、岩屋(此乃祖、餘五、羽軍の墓あり也)等、ハ皆一党分
流の地、なりなり、又新津四郎とて、長茂と、共子、吾郷に、討取られ、
若あり、而て、國中、列に、白河の地、安田の地の、城家と、中隔あ
るもの、所、則ち、此こそ、その、故地を、此に、定むる、所以也、
固に、云ふ、倉津、新津は、平賀源氏、あり、と、云ひ、は、新津、四郎
も、一族に、非ず、して、一党、歟、去り、ふ、う、文治二年、除目と、な
り、たる、安田、義資を、甲斐、源氏、安田、義資の、義定と、混したり、若
多し、(大日本史、日本外史に、此あやまり有)思ふに、文治の
初め、子、城氏、目力、居して、鎌倉、右幕下、伏伏し、長茂、さ、(因因

松田西一

人と為りければ其他の族党は在國のまゝに安堵せしめ
られ安田義賢父祖の餘威に任せ國守に任せられし
ら而て太郎資長の諸子は在りつれど猶長せむかくて教
年の後子及び建仁元年に資長の諸子及び生きたる
長茂等叛逆に及び忽ち繫とされ城家は是より衰ふ
此に於尋思をなきは文治二年安田殿孫越後守義賢に在る
よしう、はらば東鑑同年三月十二日の條に京都より関東
御知行國々ノ内乃資未濟ノ庄々ハ家司等ノ注文ヲ召下し
之ヲ下サレレハ催促ヲ加へ給ハルベキ由ヲ謙倉へ依囑せ
られ左の中に 越後國 白河莊 殿下御領
とあり是れ白河莊は當時攝關藤原家の領莊たるを示す者

にして城氏に之に居館あるものと并存する能はざるの看
あり然れども莊園知行の制法を按るに在京の権一家
は地方の土豪武士と錯雑し石を假し利を分ちたる事其
常ふれども白河莊は領家こそ藤原殿下ふれ庄司は城氏に
て之を掌りし者あるを亦に引ける玉海の前治部卿光隆
知行越後國之人とあるを見らる
又此殿下は誰にきつやを考ふるに此に月に松殿基通攝政
を辞し月輪兼實之に代り玉海の業者是也玉海に越後常士
とる白河館とありて詳述せらるも其以あげの事とを
兼實の孫光明峰寺園白道長に建長二年の處分記にも家領
の莊園を多く舉げたり申す又越後國白河莊あり(ふり記の
文は栗田氏莊園に引く所) 以て殿下相傳の家領ありしを

想ふに足る而て其鎌倉の世を了へ足利の頃より戦國の安
田平氏に至る迄華に審みら祈り彼の戦國安田平氏はや
て城越後守義資の流裔にして当國各處の維茂の流の平氏
なるを歎

○神社の事 若宮八幡其外

若宮八幡宮

此祠は申末記に城北ノ方ニ氏神正八幡宮有り社領越見
堂ニ拾七石附一異本に十七石社領河内但し鎌倉と兼て祝年
己迄五百七十年ニ成吉社ハ八幡太神義家北園御下向之節於是社武運長
久之奉幣有之由但し上秋中納言藤御手判アリとあり者なり村民

の口碑に鎌倉より勸誘したるゆゑ権五郎景政の本尊に

て真像大眼を損傷すと云ふ思ふに是は景政の後裔たる

長尾家当國に移り安田の土豪城氏の二党も之に奉公たり

と云ひば或は長尾家に録あるやも知れず

正徳二年以下の村鑑其他には社司は幸に一家にして今の

安田氏なり或本に見ゆる社人河内河内の家は風く亡びた

るに似たり又寛永年中の社司安田氏の裁許状其他歴代の

状に藤原姓を冒すを見れよこの社司の家も古の平氏の城

安田に非ざる或は疑ふ乃祖の出自を後文に漫に藤原とあ

やせ化するにやあらん

明治五年保田小區十八村の村社小昇格し小區制施行の阿

は明治十二年十八村協力して祭事を行ふ

明治十二年七月神社明細帳

新潟縣下越後赤松郡保田町字上町

村社

八幡神社

一 祭神 饗田別尊

一 由緒 祭ルト云フ後令之地ニ移不舊境内未詳

一 本社 戌之方向 壬戌九年造営

一 拜殿 文化八年造営

一 神樂殿 華表云々

一 境内 九百四十八坪 官有地分四種

一 末社

神明宮 祭神天照皇太神

由緒 不詳

本
曹
一
和

宮殿

一 氏子 戸数三百二十五

同 帳

同

町字下町

住吉神社

一 祭神 中尚男命

一 由緒 享和三年始テ此土ニ祭ル

一 社殿 境内云々

按 互ら此明細帳の由緒悉皆大誤謬なり長徳三年創村な

と云ふこと物に見えたる事なく妄陋をきわむ又住吉神

社の由緒享和三年創立とありし非なり正徳村鑑には八幡

の境内に在り室曆村鑑には火除土手芝居とあり今の社

公
同

其を享和申に移したる者あり人正徳村鑑には八階の末社
 神明住吉の外二十神福荷あり福荷は社名十二神は今か
 八右衛門越あらしの致神の心篤く宝曆の頃之を已う田地
 に移せりと云ふ今旗野氏の田と為る
 祠官安田氏は遠祖の世より保田の氏神の祠官たりしに止
 る以山平五ヶ村福永羽多尾丸山籠田津田及草水久保六野
 洲沼場新保は云ふすてもなく今の中浦原郡に属して河野
 川向なる一本松桑山高山迄安田氏を各村の氏神社人と在
 此の川向三村は宝曆の頃迄と新保村に土地接續し河野川
 の東岸に在りてあり
 又佐木の祭事と修徳宗山伏禁止の令なき以ち方すて朝熊氏
 之を司る朝熊氏は神力院大空院など云ひし今も復飾

本堂一階一社

して平氏に帰す

立石神社 雑社 立石山に在り

是を正徳村鑑に虚空蔵堂とあり者にして関山は殿舊時
 のよりありんニヤヤ由緒未詳山中に巨巖洞窟の奇觀あり文
 久中里正原佐五右衛門舟楫玉所の立石山記あり明治
 維新の初の修験山伏を禁止せられしを以て別寺白井氏
 復飾して神宮と為り菩薩を大山祇に改祭を白井氏は明
 學院能満寺など通稱せり

佐田彦神社 雑社 上野林に在り

神社由緒に此鎮坐の地は古城の東北より陰陽道の鬼
 門より方りけれ此に庚申塚を建てて青面金剛童子をま

公の公程と高

木堂西一和

つろと云ふ西部習合の法禁止されしに改祭して佐田彦
と為る社家は白井氏也
此社はもとより塚佛本と堂しなりしにや正徳以下天
保までの四村鑑に見え思ふに庚申堂の建ちしは天保後
の事なるをす

○三瀬に寺町ありしと云事

三瀬寺町考) これを古村翁の隨筆也
安田城御由來記ニ曰ク御城ヨリ北寺町アリ安田山本念寺
安田山宗壽寺此寺町トハ今云フ廢地是ナリ即上野原庚申
塚辺皆此佛刹ノ遺跡ナルベシ深林ノ下今云フ古墳封土所
々々散在ス近年瓦師樹木ヲ伐取シ垣土ヲ采掘スルモ毀壞

ノ餘今尚存スル者アリ四十九塚ト稱スル者是也

又右之外ニ寺教ノテ十八ヶ寺有由田之瀬民ノ瀬岩瀬沖三
所有ト記せり蓋此ニ寺町アリ本念寺宗壽寺ニ寺ヲ掲ケ
シハ寺町ニ此ニ寺アリト意ニシテ其外ニ尚十八寺アリテ
乃チ三所ニ分在ストノ意ナラン

○岩瀬近時マラ頼勝寺ノ舊境アリ瑠璃光院モ此地ニ接セ
り古概シテ此辺ヲ岩瀬ト字セシ歟

○六之瀬ハ今一村ヲナスニ南今寺ナシ是レ恐ラク八十
之瀬ナラン幸順寺ノ背後本教寺及火葬場墳墓ノ在ル所ヲ

上瀬ト云フニ非スヤ
○民ノ瀬今轉訛シテ上ノ深ト呼ブ海老渡川ノ辺ヲ指セリ

今林昌寺宗壽寺此地ニ近シ古ハ概シテ此四ヲ民之瀬ト字

公の六日星一高

本堂西に和

セシテラント云へリ

○宗壽寺ノ舊境ハ廢地ナリ後世今ノ地ニ移セリト傳説ス
本念寺ハ三條今町南ニ移レ又酒屋村中ニ移レリ氏
或ハ會津ヨリ米澤へ上ル氏ニ從テ移ル氏云フ

○寺院佛堂の事

孝順寺

上瀬に在リ本堂は室永年間の建築にして十間四面の巨
造なり其外庫裡客殿棟を連禱して立ちしう近時毀れて
已つう子本堂を存せりのみ住職渡辺氏真宗大谷派東に
属し二十四輩格の院家なり舊ハ檀中四百軒と稱せり

子院本教寺馬場氏住職たり是ハ室曆以迄の村鑑に見え

をて安永村鑑に見り其年間の創立ならん

明細帳 明治十二年

一 本尊 阿彌陀佛 卅三カ

一 由緒 当寺創立承元二年三月十五日ナリ開基ハ源

三位於政ノ后渡辺播磨二郎競次承四年宇治

・於テ戰死妻子当國保甲ニ來リ居住競ノ長

男源五宗祖北陸巡化ノ弟弟之直弟トナリ

法名尊念ト云フ(以上縁起略)

通稱当寺ヲ燒栗山孝順寺ト稱ス俗ニ唱フル

所北越佛地七不思儀ノ一ナル三度栗ノ舊跡

公和公程七高

木雲西

百坪東

一	本堂	十間四面	百坪東
一	鐘樓		
一	現境内	三及六畝二十六步	
一	境外所有地	林三及步	福井村地内
一	檀徒	四百五十人	
一	古文書宝物		
	布地金襴表装六字名辨	(南无阿弥陀佛)	一幅
	宗祖見真大師ノ尊承元二年北遊請所ノ節書保田		
	ハ化導ノ御開基尊念ノ賜ル		
一	御文章	二十五函	
	本願寺十代証如法主堂寺十一世祐誓		
	ノ願ニ因リ深草セラレタリ		

古文書宝物は右の外九字十字の名号宗祖大師の木像聖徳
 太子の古像及び諸種の画幅あり新発田所願役不_一安政二
 年の寺書上に曰く
 開基建保二年三月二十七日出家得度シテ法名尊念ノ号
 三ニ代養祓五代本兼康永三年覺心上人ノ時初ヨリ寺号
 御免九代養海文福二年三月九日始メテ撞鐘ヲ鐸ル
 其後火災ノ砌右鐘壊破十六代祐應享保五年九月廿三日
 差渡ニ式尺九寸高サ訖頭除キ四尺
 過去帳は寛永二十未歳の分より歴代淨写書録して存在今
 の住職は二十五世ありと云ふ
 村鑑に因れど頸城の高田本誓寺の末寺除地八畝十歩に
 て延室の檢地帳にま及七畝の屋鋪受あり正徳二年カ村鑑

公ノハ...

松雲西士稿

に其他の諸寺と違ひ山辨(使東山)さへ引思ふ此寺上杉
氏の世の頃には当国は淨土真宗一向一揆に禁せられし様
あれと其興隆の事も疑げし後ふて当村檢地の初めに其他
の諸寺は此及七取より是反に取きて所有多しに此寺のみ
殊ありしは此寺の當時微々たりしを知らず是其隆盛に赴き
けりは享保改より其の事あらん鐘の銘に曰り

南無阿弥陀佛

越後之國蒲原郡白川之莊

保田之郷孝順寺常什物也

願主 釋祐應 代

享保五庚子年九月十三日

同國高田之住治工惣匠

吉田市郎左衛門尉 藤原福長

當寺は渡辺競ぶ子孫と稱するが之と考ふと蓋きは前進講
像燕石雜誌栗原柳に渡辺党の子孫會津に隠れたりとの説
あり近時は高倉宮并ニ其隨從諸臣は會津越後諸所に潜居
正との説多く出たり参考を祈あるべき歟

林昌寺

海老瀧川の上の階に在り堂宇は享保十三年に造つ

曹洞宗草水觀音寺末寺 檀徒百五十人

享保八年記林昌寺由來記と云ふ者寺中に藏せし其畧に曰
く後堀川院安貞二年釋宗榮者安置聖德太子像于揚川々上
太子野茅庵奉崇有年後救世而屋宇罹兵火太子堂廢其像墜

諸民家凡二百年康安年間僧因融者欲復舊勸化十方再建一
舍以奉尊像号慈眼天文十年井上某清觀音月窓和尚八世法
孫戈庵和尚改密为禪仍卜此地堂宇便号慈眼山林昌寺
今按此るに南ニ太子野あり此地此太子堂の迹跡にして往
時新保村の農此に耕し土を鑿り聖徳太子の像を獲しこと
あり今の孝順寺に在る者は是なりと

鐘の銘は

當時六代洲岸江紀敬白

于時正徳六丙申年七月吉日

洪音不盡億万斯年
魔外潛跡群生破眠
聲震碧漢響徹黄泉

華鯨新鑄日成衆縁

宗壽寺

林昌寺の西隣に在り堂宇ハ百餘年承の遺築あり人曹洞宗
子て安田山と稱之是れもと上野原の安田野子に在り一寺院
の名なるが寛文中村松屋塙氏の持志にて英林寺主乾峰和
尚をして其迹跡を継ぎて一寺を中興せ即ち是也
舊宗壽寺は應永中雲外和尚と云ふもの(玄翁禪師の徒弟)の
開く所ありと其位牌を今般安置しあり
堂内に今延命地藏菩薩を祭り是に宝曆村鑑にも地藏堂と
見え享保三年の檢地帳に御倉屋敷を六畝ありて宗壽寺

一受けしめたり事ある延命小路の靈神あり天保年中火災
うて地を堂焼け、此は其像を本寺に有る諸原神廿七番の
靈場ありとて額に其しを刻めと由緒審ふらる

第廿七番

安田山興保田邑

神代已未擁護門

心佛衆生毫不隔

式非同体地爲尊

誓に

みゆとけの

誓に身をば

まのまひと

心安田に至る

ののきし

十。王堂と字壽寺の北隣に字地を殘丘のみにて今は亡びて
堂也。是は安田御城申末記に仁王とある者ありて宝曆村
鑑安永村鑑にもあり去れを一時亡びて宝曆安永頃に再興
し又近年亡びにや今は安田御城申末記に全昆羅堂建立

頼勝寺

曹洞宗常水觀音寺末より上町に在りて堂宇は宝曆年中
建つ寺の傳説に安田古城を頼勝と云ふ人の創造せり密
教の頼勝寺と云ふがありて其絶え去ると云ふを慶長より

觀音寺主器堂再興して禪林とし其寺は宝珠形の山と相對
しけれと山嶺を宝珠とし舊境を岩瀬に在り宝曆中大莊
屋齋藤氏に占せられたれは支家平左衛門其大莊屋の邸に賴勝
寺を移し堂宇を管む今の寺是也(賴勝寺密宗の頃も今の
寺社あり觀音堂の福降寺祭えて其寺に属せしとも云ふ)

瑠璃光院

上町に在り岩瀬に近し是も密教の寺あり(寛文二年に
宗壽寺通和尚その名をつきて再興し曹洞禪と為す本尊
華師如來主像九寸三分は岩瀬の北ある今華師免と字あり田野に
此像を獲たり者ありて一時その靈佛の出でたるを為めし

田土を寺に納めて貢租を免除せられしことありといふ

(寺説)宗壽寺は此寺の外に寺社村に大徳寺と云ふ末寺を有

つ明治二十二年
年焼失也

福正寺

前山子に在りて福永新村に近し故に或は福永に属せしめ近
時と寺藉を福永に移したる事もあり正徳年間加賀國金澤
王龍寺の僧某と云ふ碩徳の開く所にして鷹を追ふて此淨
地を占得たりとて大鷹山と號す此寺正徳村鑑ふ也
宝曆村鑑ふ見也

五百羅漢堂を峰頂に立て層閣螺旋して登る如くに構造し

大々若寺境に在りしと云ふも天保中に崩壊し一俚謡り
やまゝ出の風ふく永嵐し五百羅漢さま取つて投けとあり
庭園に泉石楓樹の奇勝あり又開山僧の遺書あり蓋尋常
堂之坊之の類し非を古文書未抄を尋る

州水村觀音寺ハ吾地方の名刹也故に附録に在り此寺は文
明九年月憲禪師の開きたり所して寺格は法幢地末寺凡五
十と稱し戊辰の役堂宇兵燹に罹り寺中小謙信塔あり上杉
輝序が法華經の文を一字一石に書せし者を埋座せし所と
爲る又八陣の池あり上杉景勝の築造せし者と傳ふ又景勝
天正七年五月十日八千石の田を寄附せし状を在りしガ

室曆二年四月寺中大丸失ひ焼却せしと云ふ永平承陽大師紺
紙金泥妙法蓮華經安樂品壹幅是紀州高野山金剛峯寺ノ舊
藏般若經古寫本一軸ハ尚齋藏在開山禪師傳其略曰く月
窓明潭禪師勢州人也幼投大綱和尚受業嗣春屋住諸藏長祿
元年創長祿寺於奥州須賀川晚應越後長尾氏之招建臨澤山
觀音寺作有邱之地寺有龍虎二石屢有靈顯禪師臨終書偈曰
佛滅西天双樹間我藏此地越雲山春秋七十二年夢驚破婆娑
世界閑置筆晚然而晚時明應五年五月六日也云々

此寺の北に冷名あり浴場を設く往時福永螺堂の建て在り
一頃遠近の村民農業の暇あると草水の寺より湯場へ出て
螺堂を参詣し或は虚空危山を登り帰路孝順寺と寺社の觀
音は宗壽寺地を拝みたり其時の習ありしと傳

○三度栗焼栗の事

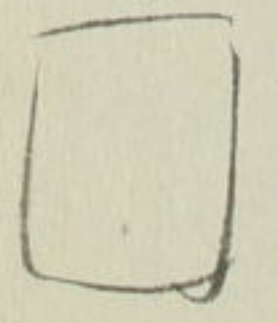
三度栗の事その寺の縁起には下の如し

越後小蒲原郡保田之御孝順寺靈室舊跡略縁起

神嘗寺の靈室舊跡の旨成示さば往昔祖師聖人兼久元年の
春越後至河下向有て頸城郡玉府也云所は二年は留
遊され夫は同玉蒲原郡鳥屋野の里小門未入神して此は
小三年の春秋を送りぬ夫は保田御の暫く御化辱の未
杖をとりたせられたる爰小嵯峨天皇の後胤河原の左
大臣源の融十二代の末孫渡辺源を綱よる九代の子孫は
渡辺播磨治郎源の競と云侍あり源三位頼政の家臣な

りしが治承四年宇治の戦子主従共にお死に依之渡辺が妻
子ありて方なく位と越後至一落保田の里小庵りを結ぶこ
れ建暦二年は春先祖の忌日に當り進福を管玉御聖人海凡
夜生の御衣を齎し一通りぬふ彼齎す聖人の尊容を新奉
り小身の毛よりぬち崇く思ひをりて聖人小向へ忠意繼
を以て貧家一は入り下させしと願われを聖人奇おし思
ひて老女の家に入りて教訓有れは老女宿縁到来新歎
死の涙を流し称名を唱へ、之幸ひ小焼栗を捧奉るを聖人は
於多のふ老女重て中上り密に邪罪深く障りれ重き女人も
南无阿弥陀仏を信し稱名計りて未來に永く淨土に往生を
とけせし未の世の御記念に所尊を深玉の巻しと正余の
布切切て奉る小聖人則六石歩を成書老女、攘りぬふまふ

聖人上野の原一行せられ御社より燒栗を雨州仰曰く赤劔に故
院の本願未世に繁昌法を此の根芽を生じて一年に三度
花咲実なる事一葉此中二葉今世に繁茂せよと
宣ふ言下り栗忽根芽を生じて今に繁榮は法に於て此不思議
を思ふよ年々三度実のなるは法徳の成徳功十八願の至心信
樂欲生我まれば三信を置一牧の葉二枚ふ分る事ハ光昭
と名号の二つを以て十方の衆生を教化し多し理ある故燒
栗の葉二度根芽を生じ多し詩法 提回に皆往 利益を忍ぬ
ふ法極奇に一年に三度法法を廻りせて心保田に踏んぢ栗
奇成其後老母の子出家して専念房と云其功孝順寺と
寺号如承り三度栗今に孝順寺の什物と強ふ是三玉布施此
化道寺に印大なる新室如也 三志輩 燒栗山 孝順寺



越後野志にも親鸞師ノ教徒云師此に廻經廻ノ日大室村ニ至
ルニ村人師ニ燒栗ヲ供ス云々と曰ひ且葉栗太宰府ノ栗ハ
石物ナリ御門ニ奉ル一年ニ三度二度ナリ葉栗ナリ土人之
ノ葉栗栗ト名ツル故因法師歌ニ 葉栗人口ラコトニケリ
世栗ノ筈ニハナラテ葉ニコソナレト附記在之ニ加ふる
常州信州総州北州亦有再熟栗俗謂之葉栗本州所謂栴栗一
石茅栗之類是矣と論を
然れども三熟のみにては左まで不思議と為し難し燒けも
の、再熟したる例を尋ぬるに宇治の煎栗燒栗と云ふもの
あり秋里湘夕の都名所園繪卷五に「宇治煎栗燒栗は田原
御内右村にあり昔に淨見原天皇を野に閑居し玉ふ侍大友
皇子疑心を挾て懇ひ玉ふ天皇こゝらこゝにたまふ此所に

到り玉ふけれは里人栗を焼き又煎ふと一く上る天皇之を
見て我思こと叶ふ登人は生出て茂る登一として片山をい
埋めたまふ里人不思議に思ひ字を立て一此栗柑次第に
繁茂一凡方四丁の栗林とあり之を御栗極と云ふ焼たる如
く蒸たる如く入ふ生一と吾國(山城)七不思議の其一あり云々
三度栗在蒲原郡上野原相傳祝部聖人過分田村時有一婦持
燒栗饋至安田村書六字石号賜之其石号今在安田川孝順寺
既而欲行大室里於上野原休息吃彼燒栗以所餘栗埋地曰我
法昌子後世乃燒栗可再生也不日生芽果今成栗林長十八町
横十五丁許而每歲三夜結子云々
按る常州西念寺南有如此栗林恐共是後人所舍也信州総州
紀州熊野山中者栗俗謂之芝栗其樹不甚喬其子蒲區小穀帶

集黒色本州所謂栴栗之類然齋師為億兆之祖必有靈異不可
悉註是日二十四輩巡拜回繪に出たりたり又橋茂世
越後寺終に曰く三度栗を親鸞上人の植る所と是れ舊跡也
七寺の部類にあらはれ此種は常州にもありといへうう異本
変革稀にあるものあり也年殊に多し唯齋上人の植る所は旧
跡とのみおもふ登一按るに越後七不思議といふ徳の頃好
事の者の撰せしむる登一と雖其説紛々として更ニ實事を
知りて七寺今二十有四寺とあり云々

三度栗 又燒栗の所舊跡ともり又保田と新谷田の間以
御舊跡は保田燒栗山孝順寺支配所也
此栗始メ花ひらき實を結ふこと常の栗にふはりたること
多し其實の一番先のみをれを少一上の方に二葉の花を冠す

實を焚ふ此實又くるみの大ききになる時は如く焼いたる
一番の實は元や其いり破れて栗の實外にありしれむ此時
梢の上に初三番の花実き候て實のらん 秋冷早く催を年と
三番の花は實のたさらしあれど冷氣違き年と一三の栗
次を遣へ在悉く實の事あり 誠に奇樹といふ所なり
加之いの針ち、みまのさきし目みさふら焼たる栗の
こと一其實を生にて皮を取れど荒皮に附きて渋皮しほら
くと離れ是れ又焼たる栗のありさも也 實の大ききは一畝
は五くれて大きく二畝の實は是に次て小

焼栗山孝順寺 東派 新登田を四里餘保田三有
本堂十一間に九間○高祖聖人御真筆布の名馬を安置在
当寺は上野原三度栗の領主あり(中略)去程に此孝順寺布の

名馬の来由を尋れ承元元年高祖親高聖人当國左遷と
らせ玉ふより建曆元年赦免を蒙らせ於ふ迄五ヶ年の所北
國にまゝして即化益専ありらむ 或時此保田村の隣邑
分田村といふ邑に入りて法縁を経何んら為ソ家毎に鉢を
乞ひ給ふ子此里一説に建保元年の改貧家に老女あり(中略)何をか
とて焼たる栗を取供養奉る(中略)紙を求め於ひと貯お
し手織たる麻布をたち代り(中略)六字名號を書して与へ
於ふ是れ子孫を續し二百餘歳真の徳光都鄙に耀き
本山に傳へて専念寺といへる寺號を賜ふ其後折々に寺を
移す事数多なるなり其毎に寺號を改め賜はる 最初の寺
所は専念寺なり二、願成寺三、長福寺四、本承寺五は孝
順寺と不易の寺號を免許ありて爰に佛闍を起すといへり

六字の名號 布の名号と稱す 九字名号 紺紙金泥聖人の

甲申元後守有重ふ 八字名號 縁起は先記に 縁像 釋曰空に賜ふ

御自画等身御影 顯如上人 上官太子尊像

布の弥陀佛 法蓮上人 蓮如上人自画御影

高祖印木像 蓮如上人師作

寺説曰此老女は渡辺綱が玄孫源二競といへる志義猛勇の武士の妻なり源三位入道頼政隨一の臣にして(十邊)競し主と共に宇治川に戦死し其妻娘都を捨て北西にさまよひ終に越後小此分田村の里にらくれましを渡とありり主夫の周忌として(治承四年宇治川の合戦)を建暦二年迄三十三年に当れり(夫を思ひ主を歎く誠心の徹してや聖人の吊り願り化益を蒙れり云々)

別紙に栗林の図と孝順寺の図写取

外ニ栗園、布名號由來圖計四園云々

火井 油池 逆竹 三度栗 八房梅 弘智法衣 鎌鼬

是等とを奪り土佐越後七不思飯と云登り按に逆竹三度栗

八房梅、實ニ高祖聖人の廣徳末代宗門繁昌の勝瑞云々

右字亦三年釋了負撰二十四輩吸拜圖繪冊卷四越後三度栗

、條より抄出本書官内省在圖書館委託書也

○小字の事

小字を解釋し其由緒を尋ね其地点に牽連せる奇談逸事を
集めん事は一興なるん思ふに其書行くを

北田

むをひ

是は此里より他村へ女を嫁に送る時二里人々嫁を送り
て此に至り嫁をくま村人に介を渡し縁せざるを起るとぞ

薬師免

山の下

十の瀬

土関

官の腰

夫婦榎

是は一里塚にや又石社の藪塚にて佃塚にあたるにや
近時近塚の老朽せるものあり

雲雀田

竹の花

御橋

庵地

上野原 油林

安田野

新溜

二本松

の在ばり

つ盆た

玉一京

前山

一の乙地

雨池 佃塚 柳下 水押 走り出 つくた 城の腰 城の内 本丸 どり 興野 火の丸

仕置場 念佛橋 古川 逆川 源四郎 太子野 川原田 上の瀬 関上 久海塚 中道 百新江跡

山伏の荒法師久海と云ふもの
の理ま } 所とつたよ

駒こみ
大清水
砂山
下島
向野
十五堂
蓼瀬
五反畑
老の池
加治免
淳中島
小墓

或は御墓と云ふ塚の上に松の老木あり蓋状をふむ由緒あり
古墳たゞに相違なき

義京免
小依田
千苅
中どり
物見山
三百刈
八百刈
中河原
堀内
をほげた
柳橋
まうふた

官町 上町 中町 岩瀬 門前 浦町 延命小路 新田町 横町 鉄砲町 岩代町

文政頃まで細き小路のみありしが丸太道とあり町をたてつく
 是れ室階次を町と為り角屋(諸堂)の商業を営み金津往
 来の一けりまゝに全横町の市街と為る

古屋敷 〇町割直に以前の村居にて今の新田町即是也

〇佐之馬の事 先良傳を牧む至り

亡兄康隆の撰へりとの御里の古人の傳数多あり
 予垂髫之時邑有佐之翁者歳九十餘以奇行名焉居上町今紋
 助と関大衛門之間即翁之宅趾也翁不知姓只呼曰佐之又曰
 翁弟善画者俗呼佐之法眼云壯年入都門而不還迄詳其造詣
 翁獨居其妻子敗屋頗斜室生蔓草翁夷然在于其中不喜酒肉
 好啖餅團饅頭之類以沽馬為業也近里之農家有馬之老且羸
 而不耐力者則皆賣之至翁之許翁之論價太公馬主或曰價三

百文翁視馬相曰直四百佐之專石以著里閭焉翁死予邑年復
善相者農家賣者買者共傷焉馬蓋佐之者古之伯樂之流歟東
山之麓有田數畝翁壯時所開今為予家之田終存佐之新田之
字云其他は今遺失して傳へ福と狼を捕へ—某の傳又呈原
葉舟甲中多門兄弟等々の傳あり又孝順寺の僧にして善書
ある豫古の傳もあつ—と思はる猶尋ぬ聲—詩文俳画をた
しふめり御里の人々の跡を尋ぬ聲なきなり

○都邊多新田の事 元は古土器の出つり

都邊多は予の父兄の殊に力を尽して墾闢せる所あり廣
壺は此に碑記を建てんとし其文を仙臺の文儒岡千仞
に托して成稿せしと聞き—いま石刻せし—と歿を

其碑文は左の如し

此都邊多の一丘茶園の中に縹紋土器の破片を出る是は謂
はれりコロボツクグルの土器にして人類學者の説には本
邦蝦夷人の住める以前に存生したる太古の工人の用いた
る者あれば此地は其太古工人の住止して土器を使用した
る遺墟ありと知る聲—

○岡方新江の事

この岡方新江の事は村鑑其他の古文書にあまた記録あ
り先其越後野志に載る所を

新川元文四年己未白川莊渡場^物村ノ地ヲ掘鑿テ阿賀水ヲ
分テ為渠水ヲ引入下流新等村ニ至テ數十百村ノ水田ニ
慨々其行程七里許分水多力政ニ下流微ナリ
享保十九年先是新祭田畠内人有教分阿賀野川溉園方御者
出雲守詰友見許是年友更兼檢地乃伏役不終年後役民亦
便之

